

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の 控除明細書（第6号様式別表10）記載の手引

愛 知 県

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について、次に掲げる法人が記載し、アに掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、イに掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- ア 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（（2）ア及び2において「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- イ 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（（2）イ）において「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、アに掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、イに掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- ア 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人
- イ 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (4) 県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (5) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「 法第72条の2第1項 第3項 第4項 に掲げる事業 」	事業の区分に応じて「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。
2 「債務の免除を受けた金額 ①」から「計 ⑦」までの欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7（3））の1から7までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表4）の1から7までの各欄の金額を記載します。
3 「当期控除額 ⑨」	「1 この明細書の用途等」（1）ア又はイに掲げる法人は⑦欄の金額と⑧欄の金額のうち少ない金額を記載します。
4 「欠損金額等 ⑩」	⑤の「計」欄の金額を記載します。

5 「債務の免除を受けた金額 ⑬」から「計 ⑱」までの欄	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表7（3））の13から18までの各欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表7の2付表4）の13から18までの各欄の金額を記載します。
6 「⑲の金額を控除する前の所得 ⑳」	第6号様式の58欄の金額又は第6号様式別表5の㉔欄の金額を記載します。
7 「当期控除額 ㉑」	「1 この明細書の用途等」（2）ア又はイに掲げる法人は⑱欄の金額、⑲欄の金額又は㉑欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。
8 「欠損金額等 ㉒」	㉑の「計」欄の金額を記載します。
9 「調整前の控除未済欠損金額等 ㉓」	法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度にあつては、第6号様式別表12の③の欄の金額を記載します。